

福田池下地区工業団地
立地企業募集のご案内
(福田池下地区工業団地募集要領)

令和元年11月

みよし市土地開発公社

1. 福田池下地区工業団地について

みよし市土地開発公社では、地域産業の活性化及び雇用の促進を図るため、福田池下地区工業団地へ立地する企業の募集を受け付けます。

みよし市は、名古屋都市圏の東部に位置し、東名高速道路及び東名三好 IC、(都)153号バイパスなどの広域交通網が整備されています。

福田池下地区工業団地は、東名高速道路の東名三好 IC.及び豊田 IC.に近接し、隣接の刈谷市では、伊勢湾岸自動車道の刈谷ハイウェイオアシスでスマート IC.(2022年3月完成予定)の設置も決定され、広域交通網の利便性に優れています。

また、行政サービスの中心である市役所周辺や、買い物や賑わいの場である(都)153号バイパス沿いの大規模商業施設、憩やレクリエーションの拠点となる三好公園周辺など、市内にはさまざまな都市活動の拠点となる地域が存在し従業員の皆様の居住や通勤に大変便利な地域となっております。8月には、提灯舟が三好池を巡る「三好池まつり」、世界一の吊り下げ提灯がお目見えする「三好大提灯まつり」、踊りで楽しい夜を過ごす「三好いいじゃんまつり」のみよし市三大夏祭りが開催され、市外からも数多くの観光客が訪れます。

また、本市の気候は、年間を通して四季が感じられ、台風災害や地震災害などの自然災害が極めて少ない地域で、当地区は既存の工業団地隣接地であり、住宅地からも離れているため、安全・安心な企業活動を行っていただけるものと思います。

さらに、本市では立地企業に対して、工場等立地促進奨励金、地盤改良奨励金、雨水活用施設奨励金などの支援制度も準備しております。また、立地後の支援制度として企業再投資促進補助金も準備しておりますので、長期にわたり継続的な支援をしてまいります。

2. 工業団地の概要

- (1) 所在地 愛知県みよし市福田町地内
- (2) 用途地域 工業専用地域（法手続き中）
（容積率 200% 建蔽率 60% 地区計画有）
- (3) 事業主体 みよし市土地開発公社
- (4) 開発面積 約8.4ha
- (5) 分譲面積 約6.9ha
- (6) 交通アクセス 最寄 IC / 東名高速道路東名三好 IC まで 6.6km
東名高速道路豊田 IC まで 6.5km
伊勢湾岸自動車道刈谷ハイウェイオアシス
スマート IC まで 4.4km
伊勢湾岸自動車道豊田南 IC まで 7.7km
最寄駅 / 豊明駅（名鉄本線）まで約 6.8km
／知立駅（名鉄本線）まで約 8.5km
／黒笹駅（名鉄豊田線）まで約 8.7km
／豊田市駅（名鉄豊田線）まで約 10.9km
／赤池駅（名古屋市営地下鉄鶴舞線）まで約 9.9km
- バス停 / 知立駅 ⇔ イオン三好店アイモール前
知立駅 ⇔ 日進駅（名鉄豊田線）
- 福田バス停下車 徒歩 10分
- (7) 設備等 用水 / 上水道（中部水道企業団） 工業用水無し
雨水排水 / 道路側溝 → 調整池 → 河川放流
汚水 / 公共下水道（一次処理が必要となる場合があります。）
電力 / 特別高圧（77kV） / 高圧電力（6kV）：設備なし
※中部電力（株）と協議が必要です。
通信 / 光通信サービス可能エリア
ガス / 都市ガス供給可能エリア
- (8) 分譲予定区画 2区画（分譲開始予定年度 令和4年度から）

3. 募集対象事業

- (1) 対象事業
 - ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業
 - イ 流通業務に係る事業
 - ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業
 - エ 開発研究等を行う事業

4. 応募資格

- (1) 事業所の建設及び事業内容に計画性があること
- (2) 事業遂行に必要な資力・資金計画があること
- (3) 売買物件引き渡しの日から5年以内に操業を開始すること
- (4) 操業開始後は、10年以上継続して事業を実施すること
- (5) 税金の滞納をしていないこと
- (6) 申請者自らが工場等を建設し操業すること。ただし、土地購入者と事業者が異なる場合は、土地購入者及び事業者の共同申請を認めるものとする。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体
 - ウ 次の申立がなされている者
 - ① 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て
 - ③ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て
 - ④ 会社法（平成17年法律第86号）第511条に基づく特別清算開始の申立て

5. 応募方法

(1) 受付期間 令和元年11月18日(月)から令和2年1月10日(金)

(2) 受付場所

愛知県みよし市三好町小坂50番地

みよし市役所環境経済部・産業課(みよし市土地開発公社)

電話 0561(32)8015 FAX 0561(34)4189

E-mail kigyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(3) 提出書類

ア 福田池下地区工業団地 応募申請書(様式1)

イ 福田池下地区工業団地 立地計画書(様式2-1、2-2)

ウ 工場等配置計画書

エ 定款の写し

オ 履歴事項全部証明書

カ 会社概要(会社履歴書)

キ 役員名簿

ク 最近3期分の決算関係書類の写し(貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類)

ケ 直近の納税証明書「市税及び県税」(本社が存する都道府県及び市区町村の両方のもの並びにみよし市に工場を有する場合はみよし市のもの)

コ その他、公社が必要と認める書類

(4) 書類提出上の注意

ア 提出書類は、正本1部、副本(コピー可)15部を提出してください。

イ 提出された書類は原則として返却しません。

ウ 提出書類等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類の作成にあたり、不明な点はお問い合わせください。

6. 立地企業の選考方法

(1) 応募資格の有無

- ア 事業内容が対象事業に該当している
- イ 事業所の建設及び事業内容に計画性がある
- ウ 必要な資力・資金計画がある
- エ 売買物件引き渡しの日から5年以内に操業を開始することができる
- オ 税金の滞納をしていない
- カ 申請者（共同申請含む）自らが工場等を建設し操業すること
- キ 「4. 応募資格」の（7）に該当していない

(2) 周辺環境への影響

- ア 周辺環境（農作物の作付け、近接する刈谷カキツバタ群落【国指定天然記念物】等）に影響を及ぼさない。
- イ 近隣企業の操業に多大な影響を及ぼさない。
- ウ 公害防止計画・廃棄物の処理計画が適正である。

(3) 地域経済への貢献度

- ア 地域の雇用創出効果がある。
- イ 市内企業との取引（計画）がある。
- ウ 新産業創出の可能性等（新規性、成長性、経済波及効果など）がある。
- エ 本市並びに市内既存企業への製造品出荷額・付加価値額等の拡大につながる

(4) 応募内容に対するヒアリング

※必要に応じて応募内容に対するヒアリングを実施します。

7. 立地企業の決定

(1) 選定方法

応募企業から提出された提出書類を基にみよし市が設置する「みよし市企業誘致選定委員会」において審査を行い、立地企業を選定後、みよし市土地開発公社理事会において立地企業を決定します。

(2) 選定結果の通知

全ての応募企業に書面で通知します。

※選定の経過に関する問い合わせ及び結果に対する異議等には、一切応じられません。

8. 契約の締結等

(1) 立地協定の締結

立地企業決定後 20 日以内にみよし市土地開発公社の定める協定書により締結します。立地協定締結後 14 日以内に分譲予定価格の 10%を手付金として納入していただきます。

(2) 売買契約の締結

確定測量終了後、みよし市土地開発公社の定める契約書により締結します。契約締結後 30 日以内に土地売買代金と手付金の差額を納入していただきます。

(3) 所有権の移転及び登記

売買に係る土地の所有権は、立地企業が売買代金を完納したときに移転するものとします。所有権移転登記手続き及び登録免許税その他登記に必要な一切の費用は、立地企業の負担となります。

9. 企業立地に係る助成制度・支援制度

(1) 工場などの新設・増築に対する支援（①高度先端産業立地奨励金及び、②新規成長産業立地奨励金は令和2年3月31日まで）

No.	事業名	補助対象	限度額
①	高度先端産業立地奨励金	高度先端産業（※1）の工場等の新増設を行う場合 ①大企業者（土地を除く固定資産取得費用 50 億円以上、新規常用雇用者数 20 人以上） ②研究所（土地を除く固定資産取得費用 2 億円以上） ③中小企業者（土地を除く固定資産取得費用 2 億円以上、新規常用雇用者数 5 人以上） ★21 世紀高度先端産業立地補助金との連携制度	① 大企業者 2,500 万円 ②研究所 2,500 万円又は固定資産取得費用の 10%（機械設備設置の場合は 5%）に相当する額のいずれか低い額 ③中小企業者 5,000 万円又は固定資産取得費用の 10%（機械設備設置の場合は 5%）に相当する額のいずれか低い額
②	新規成長産業立地奨励金	新規成長産業（※2）の工場等の新増設を行う場合 土地を除く固定資産取得費用が 1,000 万円以上で、かつ新規の常用雇用者が 2 人以上	1,000 万円又は土地を除く固定資産取得費用の 5%に相当する額のいずれか低い額

③	企業再投資 促進補助金	原則として20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場、研究所の新增設等を行う場合 ①大企業(土地を除く固定資産取得費用が25億円以上、100人以上の常用雇用者数を維持) ②中小企業(土地を除く固定資産取得費用が1億円以上、25人以上の常用雇用者数を維持) ★新あいち創造産業立地補助金Aタイプとの連携制度	①大企業 3億円(土地を除く固定資産取得費用の5%以内) ②中小企業 6億円(土地を除く固定資産取得費用の10%以内)
---	----------------	--	--

(※1) 高度先端産業…健康長寿、環境・エネルギー、航空宇宙、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー、ITに関連する分野、その他市長が適当と認める分野

(※2) 新規成長産業…ソフトウェア及びソフトウェア関連システムの開発及び研究、電子計算機を使用したデザイン及び設計、情報処理・加工・提供及び伝達サービス、広告制作サービス、機械の設計及び試作、エンジニアリング、自然科学(理学、工学、農学、医学及び薬学)の試験及び研究に関連する分野、その他市長が適当と認める分野

(2) 愛知県の優遇制度

21世紀高度先端産業立地補助金

補助対象	製造業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業 (※中小企業の工場を新增設する場合は、市町村を通じた間接補助)		
対象分野	航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、先端素材関連、ナノテクノロジー関連、バイオテクノロジー関連等		
交付要件		固定資産取得費用(土地を除く)	新規常用雇用者
	工場	大企業:50億円以上 中小企業:2億円以上	大企業:20人以上 中小企業:5人以上
	研究所	大企業:5億円以上 中小企業:2億円以上	なし
	大規模案件	※300億円超の場合は、上記の新規常用雇用者に加え、300億円を超えた額が100億円を超える毎に10人の常用雇用者の増加があること	
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新增設に係る工場建設費、機械装置費等)		
補助率	工場	10%以内 (既設の工場内の設備を一新する場合は5%以内)	

	研究所	20%以内 (既設の研究所内の設備を一新する場合は10%以内)
	大規模案件	※300億円超の場合は、300億円を超える金額の5%を10億円に追加
限度額	100億円(※300億円以下の投資額は10億円)	
受付時期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です	

新あいち創造産業立地補助金

区分	<ul style="list-style-type: none"> ・Aタイプ 長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の流出を防止するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・Bタイプ サプライチェーンの中核をなす分野や成長産業分野において、県内の経済活力や雇用の喪失防止・拡大につながる企業立地を支援 	
補助対象	20年以上、県内(新增設等を行う市町村内)に立地する工場等を有する企業で、製造業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業(※中小企業が新增設等を行う場合は、市町村を通じた間接補助)		製造業に係る工場、研究所の新增設等を行う企業	
対象分野	<p>(1)自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等</p> <p>(2)企業立地促進法に基づく基本計画の指定集積業種の分野(製造業に限る)</p> <p>愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の地域における産業集積の形成及び活性化を図るため企業立地及び事業の生産性の向上を重点的に促進すべき業種</p>		<p>(1)自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等の分野に該当するとともに、サプライチェーンの中核をなす非代替な部品・素材分野であること(国内シェアが10%以上を満たし、輸入代替性が低いと認められる分野であること)</p> <p>(2)自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連等の分野に該当するとともに、高い成長性が見込まれる分野であること(市場規模が直近2年で25%以上拡大していると認められる分野であること)</p>	
交付要件	投資規模要件	大企業：25億円以上 中小企業：1億円以上	投資規模要件	(1)大企業：5億円以上 中小企業：2,000万円以上 (2)大企業：50億円以上 中小企業：2,000万円以上

	雇用要件	認定申請から補助交付期間が終了する年度までの間、以下の常用雇用者を維持すること 大企業：100人以上 中小企業：25人以上	雇用要件	新增設を行う工場等で下記の常用雇用者の増加があること 大企業：20名以上 中小企業：5名以上
補助対象経費	土地を除く固定資産取得費用 (新增設に係る工場建設費、機械装置費等)		土地を除く固定資産取得費用 (新增設に係る工場建設費、機械装置費等)	
補助率	10%以内(県支援分は5%以内)		10%以内(既設の工場等内の設備を一新する場合は5%以内)	
限度額	10億円(県支援分では5億円)		10億円	
受付時期	工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です		工事着工の30日前までに、事業認定申請が必要です	

(3) 新しい支援制度

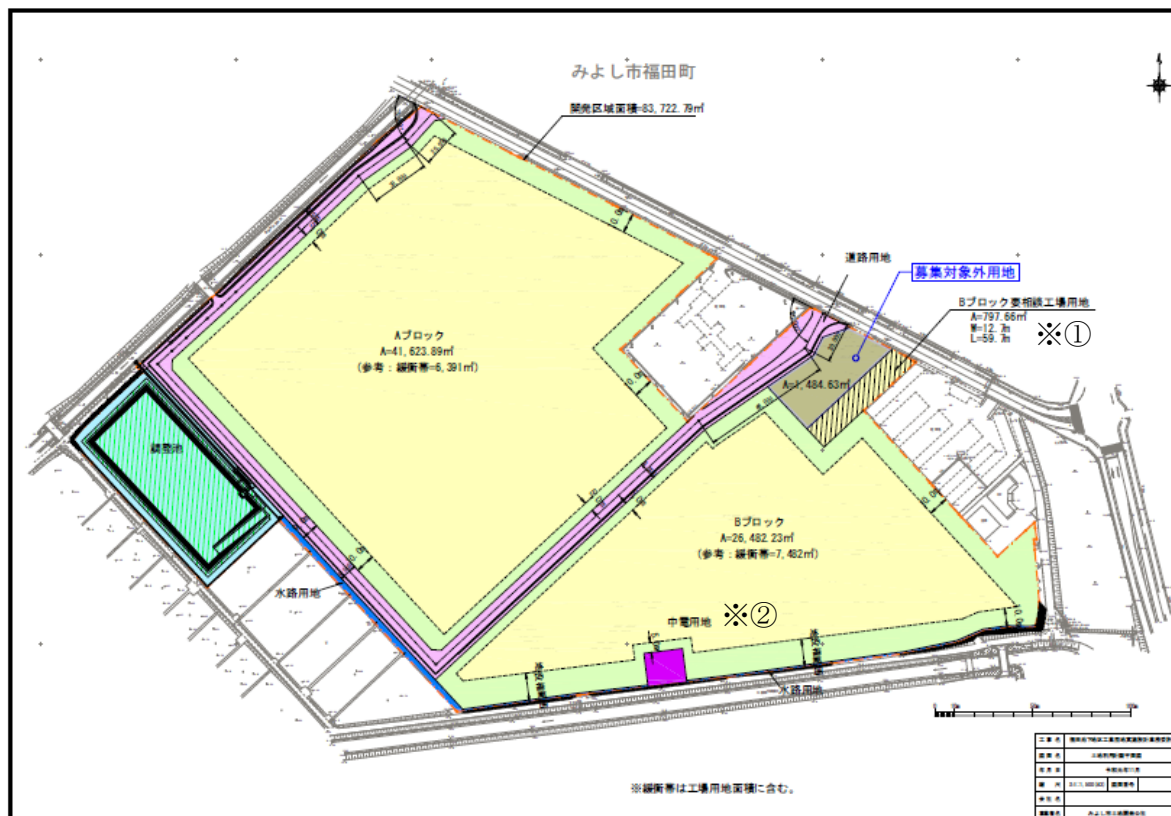
みよし市企業立地促進条例(令和2年4月1日より施行予定)

区分	対象条件	内容
(1)工場等立地促進奨励金	<p>対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設等する工場等が次のいずれかの事業の用に供されるものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 製品の製造、加工又は修理に係る事業 イ 流通業務に係る事業 ウ 情報の処理、提供等のサービスを行う事業 エ 開発研究等を行う事業 オ その他市長が適当と認める事業 ・投下固定資産総額が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額以上であること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 小規模企業者 3,000万円以上 イ 中小企業者 1億円以上 ウ ア及びイ以外の事業者 3億円以上 ・新たな土地の所有権を取得し、又は賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000平方メートル以上であること。 ・工場等の拡充の場合は増築後の延べ床面積が増築前に比べ5分の1以上増加するものに限る。建替えの場合は建替え後の工場等の固定資産税評価額が増加するものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等立地促進奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税を最初に課することとなった年度(以下「課税初年度」という。)から3年間交付するものとし、各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。

<p>(2) 高度先端産業立地奨励金</p>	<p>対象事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度先端産業を営む事業者であること。 ・新たに土地の所有権を取得し、又は賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000平方メートル以上であること。 ・工場等の新設等に係る投下固定資産総額が50億円（当該工場等の新設等を行う事業者が中小企業者又は小規模企業者である場合にあっては2億円、研究所等を新設等する場合にあっては5億円（中小企業者等が立地をした研究所である場合にあっては、2億円））以上であること。 ・工場等（研究所を除く。以下この号において同じ。）の操業開始に伴い、新たに常用雇用する従業員を20人（当該工場等の操業開始を行う事業者が中小企業者等である場合にあっては、5人）以上雇用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度先端産業立地奨励金の額は、当該工場等の新設等に係る投下固定資産総額に100分の10を乗じて得た額（当該工場等が研究所である場合にあっては、100分の20を乗じて得た額）に相当する額とする。ただし、5億円を限度額とする。
<p>(3) 新規成長産業立地奨励金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規成長産業を営む事業者であること。 ・新たに土地の所有権を取得し、又は土地の賃貸借契約をする場合にあっては、土地の面積が1,000平方メートル以上であること。 ・工場等の新設等に係る投下固定資産総額が1,000万円以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規成長産業立地奨励金の額は、新設等した工場等が操業を開始した日以後に当該工場等に係る固定資産税及び都市計画税を最初に課することとなった年度から5年間交付するものとし、各年度の固定資産税及び都市計画税に相当する額に100分の50を乗じて得た額とする。
<p>(4) 地盤改良奨励金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定事業者が工場等を建築する用地に、地盤の支持力を高めたり、杭を打つ等して支持力を高める施工をしたときは地盤改良奨励金として工場等の建築面積に対する整備額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に100分の20を乗じて得た額とし、1,000万円を限度とする。

<p>(5) 雨水活用施設奨励金</p>	<p>・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること。</p>	<p>・認定事業者が工場等の建設に伴い、雨水を貯水及び活用する施設等のうち、100立方メートル以上の貯水能力を有する施設等を設置したときは、雨水活用施設奨励金として、設置に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に100分の25を乗じて得た額とし、400万円を限度とする。</p>
<p>(6) 新エネルギー設備設置奨励金</p>	<p>・(1)又は(2)又は(3)の奨励金の交付の対象事業者であること。</p>	<p>・認定事業者が新エネルギー利用等（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等をいう。）を行うための設備等を設置した場合は、新エネルギー設備設置奨励金として設置に要した費用に100分の20を乗じて得た額とし、200万円を限度とする。</p>

計画平面図



分譲区画、予定面積、予定坪単価
募集する面積は、下記のとおりとします。

ブ ッ ク	面積			予定 ㎡単価
	全体	土地種別		
		種 別	—	
A	41,624 ㎡	宅 地	35,233 ㎡	55,000 円
		緑地等	6,391 ㎡	
B	27,280 ㎡	宅 地	19,798 ㎡	50,300 円
		緑地等	7,482 ㎡	

応募にあたっては、Aブロック（すべて又は内何㎡）、Bブロック（すべて又は内何㎡）、Aブロック及びBブロックのすべてなど、応募順位を明記した上で、ご提案ください。

※①) Bブロック要相談工場用地=797㎡（ハッチング箇所）は、Bブロックを希望された事業者様に取得していただく用地です。

※②) Bブロック南側の河川沿いの特別高圧架空送電線「275kV東名古屋東部線」は、現在、「送電線リフレッシュ工事」が計画されています。(中部電力株による全面制限地役権設定あり)

また、送電線付近での建造物を施設される場合は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」によって、注意点がございますので、別図を確認され、ご不明な点等があれば下記連絡先に問合せをお願いいたします。

連絡先	中部電力株式会社	電力NWカンパニー	送変電技術センター
	東名古屋東部線工事所	電話：0566-	(78)-6912

(様式1)

福田池下地区工業団地応募申請書

令和 年 月 日

みよし市土地開発公社理事長

様

(申請者)

〒

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

福田池下地区工業団地への事業所立地について、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

1. 福田池下地区工業団地立地計画書（様式2-1, 2-2）
2. 工場等配置計画書
3. 定款の写し
4. 履歴事項全部証明書
5. 会社概要（会社経歴書）
6. 役員名簿
7. 最近3期分の決算関係書類の写し（貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類）
8. 直近の納税証明書「市税及び県税」

【立地計画作成者連絡先】

担当部署

担当者役職・氏名

電話

FAX

E-mail

(様式2-1)

福田池下地区工業団地立地計画書(その1)

企業概要

名称		電話番号				
本社所在地		FAX 番号				
代表者氏名		資本金				
主たる業種	(※日本標準産業分類による)					
業務内容						
主要製品・サービス等						
主要取引先 (市内取引先)	()					
従業員	総数(連結) 人(内パート・臨時等 人)					
営業拠点						
主な施設等の 状況(面積)		本社	〇〇支社	〇〇営業所	〇〇工場	
	土地	m ²	m ²	m ²	m ²	
	建物	m ²	m ²	m ²	m ²	
業績 (過去3年間)	決算期	期間		売上高(千円)	経常利益(千円)	純利益(千円)
	第 期	年 月	年 月			
	第 期	年 月	年 月			
	第 期	年 月	年 月			
その他特筆すべき事項	(例) 表彰・受賞歴 環境保全への取組(ISO14000、エコアクション21、省エネ対策事業等) 社会貢献としての活動					

(様式2-2)

福田池下地区工業団地立地計画書(その2)

1. 立地計画概要

応募順位	応募順位1	応募順位2	応募順位3
必要とする事業用地 (㎡)	㎡	㎡	㎡
希望街区番号			
分譲用地での 使用目的・業務内容			
操業時間			

2. 工場等建設計画

区分	施設名	階数 構造 建築面積 (延床面積)	着手～ 完了時期	操業開始 予定時期	主要 製造品等
第一期		階建 ㎡ (㎡)	年 月 年 月	年 月	
第二期		階建 ㎡ (㎡)	年 月 年 月	年 月	
上記計画による製造品出荷額(付加価値額)					百万円/年

3. 電力及び用排水計画

(1) 電力・用水計画

区分	契約電力	用水(単位: ㎡/日)	
		市上水道	井戸水
使用量			

(2) 排水計画

区分	工業系排水				生活排水
	有機物汚染排水	金属含有排水	油分含有排水	その他	
排水量 (㎡/日)					

4. 資金計画

		一期	二期	計	内訳	
					自己資金	借入
新規 設備投資 (千円)	土地					
	建物					
	構築物					
	機械設備					
	その他					
	計					

5. 公害防止計画

区分	発生源となる設備等（特定施設名等）	防止対策
大気汚染		
水質汚染		
騒音		
振動		
悪臭		
その他		

6. 輸送計画

区分	輸送量(t/月)	大型車 (台/月)	大型車以外 (台/月)	主要発送地 及び仕向地
仕入れ(原材料名)				
出荷(製品名)				

7. 廃棄物処理計画

	製造品以外の副産物		リサイクル及び処理方法	処理業者
	種類	量(t/日)		
産業廃棄物				

8. 雇用計画

	正社員(人)	臨時(人)	その他(人)	計(人)
予定従業員数				
新規雇用予定人数				

9. 市内企業との取引(計画)

取引予定企業名	取引内容

10. その他特筆すべき事項

<p>産学連携・産産連携の取組 新製品開発等の状況</p>

お問い合わせ

みよし市役所 産業課（みよし市土地開発公社）

〒470-0295

愛知県みよし市三好町小坂50番地

TEL 0561(32)8015

FAX 0561(34)4189

E-mail kigyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp